

[委員会からのお知らせ](#)

[第202回食品安全委員会議事概要](#)

平成19年8月9日(木) 14:00~15:30

議事概要:

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○添加物 2品目

- 1) プロテイングルタミナーゼ
- 2) 5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム

○農薬 13品目

- 3) ピリブチカルブ
- 4) キザロホップエチル
- 5) テブフェノジド
- 6) カフェンストロール
- 7) ダイムロン
- 8) エトベンザニド
- 9) マンジプロバミド
- 10) ビフェナゼート
- 11) メトコナゾール
- 12) チオベンカルブ
- 13) 1-ナフタレン酢酸
- 14) ジチアノン
- 15) フルシラゾール

・厚生労働省からの説明。

・1)、2)については添加物専門調査会において、3)~15)については農薬専門調査会において、審議することとなった。

<参考>

1) 食品中のタンパク質やタンパク質素材の溶解性、乳化特性等の向上に用いられる酵素です。加工助剤を食品添加物として規制していないEUにおいて、一部の国で使用されています。

2) 食品中に存在する葉酸化合物の一つである5-メチルテトラヒドロ葉酸のカルシウム塩であり、欧米諸国でミネラル供給物質等として使用されています。

3)、4)、6)、7)、8)、12) 除草剤で、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

5) 殺虫剤で、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

9) 殺菌剤で、ばれいしょ、だいず、ぶどう等への新規農薬登録申請がされています。

10) 殺虫剤で、かんしょへの適用拡大申請がされています。

11) 殺菌剤で、大麦等への適用拡大申請がされています。

13) 植物成長調整剤で、みかん、りんご等への新規農薬登録申請がされています。

14) 殺菌剤で、ネクタリンへの適用拡大申請がされています。

15) 植物性調整剤で、かんきつへのインポートトレランス申請がされています。

4)、5)、12)~15)はいずれもポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

1) 「クロルフェナピル」に関する意見・情報の募集について

・事務局から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1) 殺虫剤で、はくさい、キャベツ、りんご等へ使用し、とうがらし類等への適用拡大申請がされています。

(3) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

・動物用医薬品 6品目に関する意見・情報の募集について

1) 鶏貧血ウイルス感染症生ワクチン(ノビリス CAV P4)

2) 豚オーエスキー病(gI-tk-)生ワクチン(ポーシリス Begonia DF・10、ポーシリス Begonia DF・50)

3)  $\alpha$  溶血性レンサ球菌症・類結節症混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン(ノルバックス 類結/レンサOil)

4) ヒアルロン酸ナトリウム及びヒアルロン酸ナトリウムを有効成分とする馬の注射剤(ハイオネート)

5) チアンフェニコール

6) チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)

・事務局から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1) 弱毒化した鶏貧血ウイルスを主剤とする鶏用の生ワクチンです。

2) 弱毒化したオーエスキー病ウイルスを主剤とする豚用の生ワクチンです。

3) フォトバクテリウム・ダムセラ・サブスピーシーズ・ピスシシダ及びラクトコッカス・ガルビエを不活化したものを主剤とするブリー用の不活化ワクチンです。

4) 多糖類の一種で生体成分で、馬の非感染性関節炎の治療などに用いられています。

5)、6) 抗菌剤で、牛及び豚の細菌性肺炎などの治療に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。

(4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1) 農薬「クミルロン」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

- ・「一日摂取許容量(ADI)を0.01mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。
- 2) 農薬「ペノキスラム」に係る食品健康影響評価について
  - ・事務局から説明。
  - ・「一日摂取許容量(ADI)を0.05mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。
- 3) 動物用医薬品「マルボフロキサシン」に係る食品健康影響評価について
  - ・事務局から説明。
  - ・「一日摂取許容量(ADI)を0.0032mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。
- 4) 動物用医薬品「マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤(マルボシル2%、同10%)」に係る食品健康影響評価について
  - ・事務局から説明。
  - ・「本製剤の主成分であるマルボフロキサシンの一日摂取許容量(ADI)を0.0032mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(農林水産省)へ通知することとなった。
- 5) 遺伝子組換え食品等「コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604(飼料)」に係る食品健康影響評価について
  - ・事務局から説明。
  - ・「『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき、食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全性上の問題はないものと判断された。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(農林水産省)へ通知することとなった。

#### <参考>

- 1) 除草剤で、稲に使用します。
  - 2) 除草剤で、水稲への新規農薬登録申請がされています。
  - 3)、4) 抗菌剤で、牛の細菌性肺炎、豚の胸膜肺炎などの治療に使用します。
  - 2)~4) はいずれもポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。
  - 5) コウチュウ目害虫に対し抵抗性を持つトウモロコシの事です。
- (5) 平成19年度食品安全委員会緊急時対応訓練(案)について
- ・事務局から説明。
  - ・案が了承された。
- (6) 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に係る平成19年度評価依頼予定物質について
- ・3物質を追加し合計211物質となることを厚生労働省から報告。
- (7) 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件の点検・検討に係るファクトシートの作成について(報告)
- 牛の成長促進を目的として使用されるホルモン剤(肥育ホルモン剤)
  - 臭素酸カリウム
  - ・事務局から説明。
  - ・食品安全委員会のホームページにおいて、ファクトシートを公開することが了承された。
- (8) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成19年7月分)について
- ・7月中旬に寄せられた90件について事務局から報告。